

下記の業務について、公募型プロポーザルを実施しますので、次のとおり公告する。

平成29年8月29日

門川町長 安田 修

1 業務概要

- (1) 業務名 門川町新庁舎建設設計業務
- (2) 業務概要 門川町新庁舎とそれに付帯する外構及び周辺敷地の有効活用に関する基本設計及び実施設計業務
- (3) 履行期間 契約締結の日から平成31年3月31日までとする。
- (4) 発注者 門川町長 安田 修
- (5) 事業概要 「門川町新庁舎建設基本構想」による。
- (6) 本業務は、「国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律」に基づき、温室効果ガス等の排出の削減に配慮する内容をテーマとした技術提案を求め、技術的に最適な者を特定する環境配慮型プロポーザル方式を適用する。

2 参加形態及び選考方式

本業務の選考においては、代表企業枠と町内企業枠を設け、設計共同企業体（以下「JV」という。）の結成を条件として、以下の方式により行う。

- (1) 代表企業枠について、門川町新庁舎建設設計業務プロポーザル審査会（以下「審査会」という。）による一次審査及び二次審査を実施し、最優秀者及び優秀者（次点者）を選考する。
- (2) 町内企業枠について、審査会による審査を実施し、候補者を選考する。
- (3) 代表企業枠の最優秀者は、町内企業枠の全ての候補者を対象にヒアリング等を実施し、自らの責任において最適と判断される1者以上を選考しJVを結成する。なお、JVの構成員となる町内企業枠から選考された者の出資比率（2者以上を選考した場合は、その者の合計）は、10%以上とする。
- (4) 町は、結成されたJVを随意契約の相手方として契約の手続きを行う。
なお、審査会の委員については、審査における公平性を確保するため、本プロポーザルの審査終了後に公表するものとする。

3 参加資格要件

本プロポーザルに参加するための資格要件は次のとおりである。なお、必要に応じて確認資料の提出を求めることがある。

(1) 共通要件

本プロポーザルに参加する者は、次に掲げる全ての要件を全て満たさなければならない。

- ① 建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 23 条第 1 項の規定に基づく一級建築士事務所の登録を受け、同法第 2 条第 2 項に規定する一級建築士の資格を有する者を本業務に配置することができること。
- ② 本業務の参加表明書提出期限の日から契約締結の時までに、町が発注する建設工事等の契約に係る指名競争入札参加者の資格、指名基準等に関する要綱（平成 19 年門川町告示第 54 号）第 12 条の規定に基づく指名停止を受けていない者であること。
- ③ 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「施行令」という。）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- ④ 手形交換所における取引停止処分、主要取引先から取引停止等の事実があり、経営状況が著しく不健全であると認められる者でないこと。
- ⑤ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定に基づく再生手続開始の申立ての事実がある等、経営状態が著しく不健全であると認められる者でないこと。
- ⑥ 民事執行法（昭和 54 年法律第 4 号）に基づく仮差押等金銭債権に対する強制執行若しくは国税、地方税その他の公課について滞納処分による強制執行の措置を受け支払いが不可能になった者でないこと、又は第三者の債権保全請求が常態となったと認められる者でないこと。
- ⑦ 民事保全法（平成元年法律第 91 号）の規定に基づく民事保全の手続が常態として行われているものと認められるものでないこと。
- ⑧ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団及び警察当局から排除要請がある者でないこと。

(2) 代表企業枠要件

代表企業枠に応募する者は、次に掲げる全ての要件を全て満たさなければならない。

- ① 単体企業であること。
- ② 参加表明書等の提出時において、平成 28、29 年度門川町建設業者等有資格業者名簿に登録されている者で、建築設計の業種に登録されていること。ただし、登録されていない者であっても、入札参加資格申請書類（以下「資格申請書類」という。）を提出した上で、資格を有すると認められる者は参加できるものとする。
- ③ 平成 14 年 4 月 1 日から公告の日までの間に、延床面積 5,000 m²以上の本庁舎又はその他主用途を事務所とした公共施設の基本設計及び実施設計に関する業務（新築設計業務に限る。）を完了した実績を有すること。
- ④ 平成 14 年 4 月 1 日から公告の日までの間に、延床面積 5,000 m²以上の本庁舎又はその他主用途を事務所とした公共施設の基本設計及び実施設計に関する業務（新築設計業務に限る。）を完了した実績を有する一級建築士を管理技術者として配置できる者であること。
- ⑤ 管理技術者、建築意匠主任技術者及び建築構造主任技術者に、一級建築士をそれぞれ 1 名ずつ配置（兼任は不可）できる者であること。

(3) 町内企業枠要件

町内企業枠に応募する者又はグループの構成員は、次に掲げる全ての要件を全て満たさなければならない。

- ① 門川町内に本社又は本店又は営業所を有している者であること。
- ② 平成 28、29 年度門川町建設業者等有資格業者名簿に登録されている者で、建築設計の業種に登録されていること。

(4) 代表企業枠応募者の協力者

代表企業枠の応募者は、本業務に関して専門分野の協力者を加えることができる。ただし、協力者は管理技術者及び建築意匠主任担当技術者となることはできない。

(5) 応募者の制限

次に該当する者は、参加要件を満たしている者であっても、本プロポーザルに応募できない。

- ① 審査会の委員及びその親族
- ② 審査会の委員及びその家族が主宰、役員又は顧問をしている営利組織に属している者
- ③ 審査会委員が属する企業又はその企業と資本面若しくは人事面において関連がある者
（「資本面において関連がある者」とは、当該企業の発行済株式総数の 100 分の 50 を超える株式を有し、又はその出資の総額の 100 分の 50 を超える出資をしている者をいい。「人事面において関連がある者」とは、当該企業の代表権を有する役員を兼ねている者をいう。）
- ③ 審査会の委員が大学に所属する場合において、その委員の研究室に現に属している者
- ④ 町内企業枠に応募する者又はグループの構成員は、本プロポーザルにおける他のグループの構成員となることはできない。
- ⑤ 代表企業枠応募者の協力者となった者及びその者の所属する事務所

4 失格要件

次の要件の一つでも該当する場合は失格となる。なお、町内企業枠にグループで参加する者は、当該グループの構成員が次の要件の一つでも該当する場合は、グループとして失格となる。

- (1) 指定する様式（以下「様式」という。）によらないほか、提出書類に関して次のいずれかに該当する場合
 - ① 提出方法、提出先及び提出期限に適合しない場合
 - ② 様式及び記載上の留意事項に示す条件に適合しない場合
 - ③ 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていない場合
 - ④ 許容された表現方法以外の表現方法を用いている場合
 - ⑤ 虚偽の記載があるもの（契約締結後に事実関係が判明した場合においても同様とする。）
- (2) 代表企業枠応募者にあつて、他の参加者のプレゼンテーション及びヒアリングを参観又は聴講した場合（参加者の社員その他関係者が当該行為をした場合を含む。）
- (3) 代表企業枠応募者にあつて、プレゼンテーション及びヒアリング時に、提案チーム担当者以外の者が出席した場合。

- (4) 審査会委員及び事務局関係者に、直接、間接を問わずプロポーザルに関して不正な接触又は要求をした場合（本要領等に定める手続きは除く。）
- (5) 審査の公平性に影響を与える行為があったと審査会が認めた場合。
- (6) 参加資格審査の結果通知により参加資格があると認められた者が、本業務に係る契約締結までの間に指名停止措置を受けた場合、その他、本要領等の参加資格及び参加条件の要件を満たさなくなった場合。

5 審査

(1)代表企業枠の審査

① 参加資格の審査（書類審査）

参加表明書等の書類審査を行い、参加資格、参加条件及び参加制限において条件等を備えている参加表明者については、一次審査の対象者とする。

② 一次審査（書類審査）

審査会が審査事項に関する評価配点を決定し、参加者から提出された参加表明書等を採点のうえ、採点結果に基づき上位から5者程度を二次審査の対象者として選定する。なお、二次審査の対象者には、技術提案書の提出を要請する。一次審査は非公開により実施する。

③ 二次審査（プレゼンテーション及びヒアリング）

審査会は、二次審査対象者について、技術提案書の内容及びその補足説明についてのプレゼンテーション及びヒアリングを実施し二次審査の採点を行い、一次審査の得点を加算した上で、最優秀者1者及び優秀者1者を選定する。なお、プレゼンテーション及びヒアリングは公開により実施する。

(2)町内企業枠の審査

① 参加資格の審査（書類審査）

参加表明書等の書類審査を行い、参加資格、参加条件及び参加制限において条件等を備えている参加表明者を町内企業枠審査の対象者とする。

② 町内企業枠審査（書類審査）

審査会が、参加者から提出された書類（参加表明書等）を審査し、本業務の設計共同企業体の構成員として、業務を適切に遂行することが可能であると認められた者については、町内企業候補者名簿に登載する。

6 募集及び選定スケジュール

区分	項目	日程
一 次 審 査 等	募集公告	H29.8.29(火)
	実施要領等の配布	H29.8.29(火)～H29.9.19(火)
	入札参加資格申請書類の受付（門川町建設業者等有資格業者名簿に登載されていない者のみ）	H29.8.29(火)～H29.9.12(火)
	第1回質問（参加表明書等）の受付	H29.8.29(火)～H29.9.8(金)
	第1回質問（参加表明書等）の回答	H29.9.15(金)まで
	参加表明書等の受付	H29.8.29(火)～H29.9.19(火)
	一次審査及び町内企業枠審査（書類審査）	H29.9.29(金)
	一次審査及び町内企業枠審査結果発表（通知）	H29.10.2(月)
二 次 審 査 等	第2回質問（技術提案書等）の受付	H29.10.2(月)～H29.10.10(火)
	第2回質問（技術提案書等）の回答	H29.10.13(金)まで
	技術提案書等の受付	H29.10.2(月)～H29.10.23(月)
	二次審査（プレゼンテーション及びヒアリング）	H29.10.31(火)予定
	二次審査結果発表	H29.11.1(水)予定

7 参加手続き等

(1) 事務局

〒889-0696 宮崎県東臼杵郡門川町本町1丁目1番地

電話：0982-63-1140（代表）内線 259

電子メールアドレス：k.sinchousha@town.kadogawa.lg.jp

(2) 関係資料の交付方法

資料は全て門川町公式ホームページからダウンロードすること。

URL：<http://www.town.kadogawa.lg.jp/administration/new-government-building/>

(3) 参加表明書の提出期限等

- ① 提出期限 平成29年9月19日（火）午後5時まで。なお、平成28、29年度門川町建設業者等有資格業者名簿に登録されていない者は、所定の資格申請書類を平成29年9月12日（火）までに提出すること（様式は町ホームページに掲載）
- ② 提出場所 上記(1)の事務局
- ③ 提出方法 持参又は郵送（提出期限までの必着とし、一般書留、簡易書留又は特定記録郵便に限る。）により提出すること。

8 その他

- (1) プロポーザルに参加することにより生じる費用は、全て参加者の負担とする。
- (2) 提出書類等の作成に用いる言語、通貨及び単位は、日本語、日本国通貨並びに日本国の標準時及び計量法（平成4年法律第51号）に定める単位に限る。
- (3) 提出期限日以降の資料の差し替え及び再提出は認めない。また、提出した書類に記載した配置予定の技術者は原則として変更できないものとし、病休、死亡、退職等の極めてやむを得ない理由により変更を余儀なくされた場合は、同等以上の技術者を配置し、門川町の了解を得なければならない。
- (4) 詳細は、プロポーザル実施要領及び門川町新庁舎建設設計業務委託仕様書（案）による。
- (5) 今後の社会情勢や財政事情の変化、その他不可抗力等により、事業計画等の変更又は中止をする場合がある。この場合、参加者に対して町は一切の責任を負わないものとする。